

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 29 回 コーデックス総会

日時 : 2006 年 7 月 3 日 (月) ~ 7 月 7 日 (金)

場所 : ジュネーブ (スイス)

議 題

第 1 章 はじめに	
1 .	議題の採択、議事運営
2 .	第 57 回、58 回執行委員会の報告
第 2 章 手続き等に関する案件	
3 .	手続きマニュアルの改正
第 3 章 コーデックス規格と関連文書	
4 .	ステップ 8 の規格案と関連文書(ステップ 6 , 7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
5 .	ステップ 5 の規格原案と関連文書
6 .	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7 .	新規の規格及び関連文書策定及び作業中止の提案
第 4 章 計画及び予算に関する事項	
8 .	財政及び予算に関する事項
9 .	コーデックス委員会の戦略的計画
第 5 章 方針及び一般問題	
10 .	コーデックス委員会及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作業に対する FAO/WHO 合同評価の実施
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
11 .	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
12 .	コーデックス委員会とその他の国際組織との関係
13 .	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
14 .	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項

第 6 章 選出と指名	
15 .	コーデックス委員会議長・副議長の選挙
16 .	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第 7 章 その他の事項	
17 .	その他の作業
18 .	報告書の採択

第 29 回コーデックス総会（CAC）結果概要

1 開催日及び開催場所

平成 18 年（2005 年）7 月 3 日（月）～ 7 月 7 日（金）
ジュネーブ（スイス）

2 参加国及び国際機関

109 加盟国、EC、43 国際機関が参加。

3 我が国からの出席者

農林水産省大臣官房 審議官（兼消費・安全局）	高橋 直人
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長	伏見 環
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 室長	梅田 珠実
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	松岡 輝昌
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室 衛生専門官	今川 正紀
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官	福島 和子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 主査	二ノ宮隆矢
厚生労働省医薬食品局食品安全部 参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐	宮廻 昌弘
農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐	瀬川 雅裕
農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐	佐藤 京子
内閣府食品安全委員会事務局評価課 課長補佐	島田 和彦
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 係長	壹岐 和彦

主要議題は以下のとおり。

第 29 回コーデックス総会結果

○ 第 3 章：規格及び関連文書

議題 4 . Part1 ステップ 8、5/8 及び 5（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

< 穀物・豆類部会（CCCCPL）>

事項	概要	審議結果
即席めん規格案	油揚げめん及び非油揚げめんについて規定した即席めんの規格案。1999 年に規格化の提案を我が国が行い、アジア地域調整部会を経て穀物・豆類部会において電子メールで作業が進められてきたもの。	編集上の修正がなされた上、採択された。

< 食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）>

事項	概要	審議結果
食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）の前文改訂案	GSFA に掲載されている添加物条項と、個別の食品規格に掲載されている添加物を整合化し、コーデックスにおける添加物規格の統一を目標とした GSFA 前文の改訂案。	インドからセクション 1.2 及び 3.1 について修正の提案があったが、既に CCFAC で検討済みとして、改訂案は原案どおり採択された。
食品添加物の国際番号システム（INS）の修正原案	添加物の特定のために用いられる国際的な番号システムへの追加及び改訂に関する修正原案。	特段の議論なく、採択された。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格	第 65 回 JECFA において設定された 7 の添加物及び 131 の香料の同一性及び純度の規格について採択に付された。	特段の議論なく、採択された。

GSFA の食品添加物条項案	GSFA に追加するための食品添加物条項案	食品分類 02.2.1.2 (マーガリン及び類似品), 13.1.1 (乳児用調製粉乳) 及び 13.1.2 (フォローアップミルク) に含まれる添加物条項については、ファットスプレッド・ブレンドスプレッド規格、乳児用調製粉乳規格及びフォローアップミルク規格における添加物条項の完成を待って検討を行うこととされたが、米国及び EC はこの結論に留保を示した。上記以外の食品添加物条項については、原案どおり採択された。
GSFA の食品添加物条項原案	GSFA に追加するための食品添加物条項原案	
魚中の鉛の最大基準値案	魚中の鉛の最大基準値案として 0.3 mg/kg が総会に勧告された。	特段の議論なく、採択された。
海産二枚貝、頭足類及び精米中のカドミウムの最大基準値案	精米中のカドミウムの最大基準値案として 0.4 mg/kg を、海産二枚貝中のカドミウムの最大基準値案として 2 mg/kg が総会に諮られた。	）海産二枚貝、頭足類 EC より、前回の CAC において合意された 1.0mg/kg より高い値 (2mg/kg) で今回の CAC に提案された経緯を明らかにするよう要求があり、CCFAC 議長より CCFAC における議論について説明がなされた。EC は原案に留保を示したが、最大基準値案は原案どおり採択された。 ）精米 多数の国が原案に賛意を示したが、数カ国より JECFA の評価結果において食習慣 (米の多食) や小児への暴露が考慮されていないのではないかという懸念が表明された。この点について FAO、WHO より説明がなされ、最終的に 7 カ国 (エジプト、ホンジュラス、ナイジェリア、ノルウェー、カタール、シンガポール及び UAE) の留保はあったものの、最大基準値案は原案どおり採択された。

堅果類のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範の付表原案 - ブラジルナッツのアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する付則案	堅果類のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範にブラジルナッツに関する記述を付表という形で追加したもの。	特段の議論なく、採択された。
食品及び飼料中のダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB 汚染の防止及び低減に関する実施規範案	様々な経路で食品を汚染するダイオキシン類及びダイオキシン類似 PCB の主要な発生源について、食品や飼料のダイオキシン類及びダイオキシン類似 PCB を削減する観点から、環境中への排出削減対策や食品への汚染低減対策について規範を示すもの。	現行案どおり採択された。また、分析・サンプリング法部会に対し、本実施規範のサンプリング及び分析法に関するセクションを再検討し、改訂の必要性を確認するよう要請することが合意された。
原子力や放射能に係る緊急事態によって汚染された食品中の放射性核種の国際貿易において適用されるガイドライン値改訂原案	既存のガイドライン値（CAC/GL5-1989）を改訂するもの。緊急事態のみに適用され、通常モニタリングの目的には適用されないことを明確化、放射性核種は乳児への影響が特に大きいことを考慮し、一般食品と乳児用食品とで別々のガイドライン値を設定。	数カ国より、ヒトの健康への長期影響を考慮すべきとの発言があり、IAEA による説明が行われた。4 カ国（エジプト、マレーシア、シンガポール、スーダン）が留保したが、改訂案は原案どおり採択された。

< 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	審議結果
リスクに基づく輸入食品の検査のための原則及びガイドライン原案	リスクを基にした輸入食品の安全管理に係る検査を遂行するための指針を定めたものであり、食品輸入管理制度ガイドライン（CAC/GL 47-2003）の付属書として総会に諮られた。	本原則原案で用いられている“based on risk”という用語について、現在 CCGP において“science based”や“risk based”といった食品安全に関するリスク分析用語の新しい定義が審議中（ニュージーランドの提案）であるが、本原則原案の採択に問題ないとされ、現案どおり採択された。インド及びベルーは留保した。

食品輸出入検査・認証制度においてツールとして使用するトレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用のための原則原案	政府機関が食品検査・認証制度においてトレーサビリティ/プロダクトトレーシングをひとつのツールとして活用する際に考慮すべき原則を定めたもの。	インドが実質的な修正を提案したが、総会はずでに部会及び作業部会で検討済みであるとし、合意しなかった。インドは本決定を留保した。本原案については、OIEからの提案を受けて、パラ 1“ <i>This document should be read in conjunction with all relevant Codex texts.</i> ”の末尾に“ <i>as well as those adopted by IPPC and OIE where appropriate.</i> ”というフレーズを追加することにより OIE 及び IPPC のテキストへの言及を含むこととし、採択された。本修正についてはチリ、マレーシア及びタイが留保した。
---	---	---

< 食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン：付属書 2 改訂案：表 3	食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）での作業を反映して、使用可能な食品添加物リストを改訂したもの。	第 58 回執行委員会は、本改訂案が食品表示部会の前にステップ 6 で回付されなかったため、ステップ 6 に差し戻すことを勧告した。総会は本改訂案をステップ 6 に差し戻し、食品表示部会で更に検討することに合意した。EC 及びアメリカは留保した。
栄養表示に関するガイドラインの修正原案：トランス脂肪酸の定義	トランス脂肪酸の定義原案に合意し、本定義を栄養表示に関するガイドライン(CAC/GL 2-1985 (Rev. 1 - 1993))に収載するもの。	特段の議論なく、採択された。
果実ジュース及びネクターの一般規格：加工助剤に関する表示条項	左記規格で承認されている加工助剤3剤について、アレルギーを引き起こす可能性があることから、食品表示部会において表示することが承認され、総会に承認が諮られた。	特段の議論なく、採択された。

< 分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
コーデックス規格に含まれる分析法及びサンプリング法	果実ジュース及びネクターの一般規格の分析法条項及び乳製品規格の分析・サンプリング法のリストの更新が第 27 回分析・サンプリング法部会（本年 5 月）で承認され、総会に承認が諮られた。	現行案どおり採択された。総会は、CCMAS に対し、先進国と発展途上国の両方で用いられる分析法を考慮するよう勧告した。

< 乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	審議結果
チーズのコーデックス一般規格の修正案	チーズの一般規格に規定されている製品の定義において乳タンパク質の凝固を担保するためのタンパク質含有量の考え方を明示した修正案。	特段の議論なく、採択された。
無糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案	乳成分を非乳成分で代替した、無糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案。	セクション 3.1“Raw Material”の 1 行目の記述を修正の上、採択された。
脱脂粉乳と植物性脂肪粉末の混合品規格案	乳成分を非乳成分で代替した、脱脂粉乳と植物性脂肪粉末の混合品規格案。	セクション 3.1“Raw Material”の 1 行目の記述を修正の上、採択された。
加糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案	乳成分を非乳成分で代替した、加糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案。	セクション 3.1“Raw Material”の 1 行目の記述を修正の上、採択された。
チェダーチーズ規格改訂案	乳脂肪の量、個別チーズの詳細（形状、色調等）について分類して作成した、既存規格の改訂案。他の 15 種類の個別チーズ規格改訂案、改訂原案及び規格原案とともに、CCFL において審議されたが、「セクション 7.2 原産国表示」の条項につき合意が得られなかった。このため、CCFL としては、原産国表示条項が CCFL で承認されなかった旨の注釈を付けた上で、本規格改訂案、改訂原案及び規格原案を総会に進めることとし、	「セクション 7.2 原産国表示」について合意が得られず、ステップ 8 で留保された。当該セクションについては、次回の CCFL で再検討することとされた。

	総会において合意が得られればコーデックス規格として承認するとされた。	
ダンボチーズ規格改訂案	〃	〃
乳清チーズ規格改訂案	製造工程別に製品の定義及び必須成分等の規定を示した、既存規格の改訂案。	特段の議論なく、採択された。
エダムチーズ規格改訂原案	乳脂肪の量、個別チーズの詳細（形状、色調等）について分類して作成した、既存規格の改訂原案。他の 15 種類の個別チーズ規格改訂案、改訂原案及び規格原案とともに、CCFL において審議されたが、「セクション 7.2 原産国表示」の条項につき合意が得られなかった。このため、CCFL としては、原産国表示条項が CCFL で承認されなかった旨の注釈を付けた上で、本規格改訂原案、改訂案及び規格原案を総会に進めることとし、総会において合意が得られればコーデックス規格として承認するとされた。	「セクション 7.2 原産国表示」について合意が得られず、ステップ 8 で留保された。当該セクションについては、次回の食品表示部会で再検討することとされた。
ゴードチーズ規格改訂原案	〃	〃
ハヴァーティチーズ規格改訂原案	〃	〃
サムソーチーズ規格改訂原案	〃	〃
エメンタルチーズ規格改訂原案	〃	〃
ティルジターチーズ規格改訂原案	〃	〃
サンポーランチーズ規格改訂原案	〃	〃

プロボローネチーズ規格改訂原案	〃	〃
カッテージチーズ規格改訂原案	〃	〃
クロミエチーズ規格改訂原案	〃	〃
クリームチーズ規格改訂原案	〃	〃
カマンベールチーズ規格改訂原案	〃	〃
ブリーチーズ規格改訂原案	〃	〃
モッツァレラチーズ規格原案	乳脂肪の量、個別チーズの詳細（形状、色調等）について分類して作成した、規格原案。他の 15 種類の個別チーズ規格改訂案及び改訂原案とともに、CCFL において審議されたが、「セクション 7.2 原産国表示」の条項につき合意が得られなかった。このため、CCFL としては、原産国表示条項が CCFL で承認されなかった旨の注釈を付けた上で、本規格原案、規格改定案及び改訂原案を総会に進めることとし、総会において合意が得られればコーデックス規格として承認するとされた。	〃
デイリースプレッド規格原案	油脂部会（CCFO）で検討されている「ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格案」との整合性を図るため策定された規格原案。	特段の議論なく、採択された。

< 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	審議結果
乳児及び年少幼児用の穀物を主原料とする加工食品の規格改訂案	乳児及び年少幼児用の穀物を主原料とする加工食品の規格について、必須成分、添加物、表示等の規定を見直すもの。	現行案どおり採択された。タイ及びインドは留保した。また、CCNFSDU に対し、タイ、インドから提起された事項について検討し、食事、運動及び健康に関する WHO のグローバル戦略の勧告を考慮して、セクション 3.2、3.3 及び 3.4 の改訂の必要性について評価するよう要請することが合意された。

< 残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
農薬の最大残留基準値案（乾燥チリペッパーの基準値案を含む）	JMPR での評価に基づき第 38 回残留農薬部会（本年 4 月）で審議された 14 農薬の MRL 案について、また乾燥チリペッパーに対する 44 農薬の MRL 案について採択に付された。	採択されたが、deltamethrin(135)、oxydemeton-methyl(166) 及び chlorpropham(201)については、EC 及びノルウェーが留保した。
結果の不確かさの推定に関するガイドライン案	「残留分析における GLP ガイドライン」に組込むことを目的として策定された、分析結果の不確かさの推定に関するガイドライン。	特段の議論なく、採択された。
農薬の最大残留基準値原案	JMPR での評価に基づき第 38 回本部会（本年 4 月開催）で審議された 13 農薬の MRL 原案について採択に付された。	採択されたが、methiocarb(132)については、EC 及びノルウェーが留保した。

< 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の最大残留基準値案及び原案	JECFA での評価に基づき第 16 回食品残留動物用医薬品部会（本年 5 月）で審議された pirlimycin 等、動物用医薬品 4 剤の MRL 案について採択に付された。	採択されたが、EC 及びノルウェーが牛乳中の Trichlorfon について、アルゼンチンが Cypermethrin /alph-cypermethrin について、それぞれ留保した。

Part2. 採択に掛けられる規格及び関連文書

< 食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）>

事項	概要	審議結果
GSFA の付表 3 の修正	付表 3（GMP の範囲でいかなる食品にも使用可能な添加物の表）の適用から除外される食品分類の表を修正するもの。	特段の議論なく、採択された。
GSFA の食品分類中 13.6 「フードサプリメント」に関する記述の改訂	GSFA 食品分類中の 13.6 「フードサプリメント」に関して、分類内容の説明を『ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン』の定義に合わせて修正するもの。	特段の議論なく、採択された。
一覧表 を含む食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTF）	昨年の第 28 回総会に一覧表（Schedule ）を含めた GSCTF を送付していなかったことから個別のコーデックス最大基準値及びガイドライン値を廃止できなかったため、今回の総会において採択が求められた。	特段の議論なく、採択された。

議題 5 . ステップ 5 の規格原案及び関連文書

< 食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）>

事項	概要	審議結果
食品添加物のコーデックス分類名及び国際番号システムの改訂原案	コーデックス規格「食品添加物国際番号システム」(CAC/GL 36-2003)のセクション 2：食品添加物の機能分類、その下位分類及び定義についての改訂原案。	ICBA からは、機能分類・下位分類中に含まれるべき項目（acid 及び flavor modifier）が含まれていない、IDF からは、キャリアは添加物や加工助剤と見なすべきではない、との意見が出されたが、これらについては今後検討されるという理解の下、原案どおり採択された。

直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ中の総アフラトキシンの最大基準値案	直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ中の総アフラトキシンの最大基準値案を 15 µg/kg から 8 µg/kg に変更するもの。	イラン・日本を含む数カ国より、最終的な基準値は JECFA による暴露評価結果に基づいて決められるべきであるという発言があり、そのことが理解された上で、原案どおり採択された。
缶詰飲料及びその他の缶詰食品中のスズの最大基準値原案	スズの基準値案を缶詰飲料 150 mg/kg、その他の缶詰食品 250 mg/kg とするもの。	EC より JECFA による更なる毒性評価が必要であり、適正な取り扱いで更に低減できる旨、発言があったが、原案どおり採択された。EC は留保した。

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	審議結果
乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の規格改訂案 セクション B : 特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳	健常乳児を対象とした乳児用調整粉乳規格 (セクション A) に対し、特殊医療を目的とした乳児用調整粉乳についての規格原案。	総会に対して提出された技術的なコメント等については、次回 CCNFSDU で検討されるという理解の下、原案どおり採択された。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	審議結果
分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン原案	輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するためのガイドライン原案。	現行案どおり採択された。

< 乳・乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要	審議結果
乳・乳製品モデル輸出証明書原案	「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン」(CAC/GL 38-2001)との整合性を図り作成された乳・乳製品の輸出証明書の様式。	現行案どおり採択された。

< 残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
農薬の最大残留基準値原案	JMPR での評価に基づき第 38 回残留農薬部会（本年 4 月）で審議された 2 農薬の MRL 原案についてステップ 5 での採択が求められた。	特段の議論なく、採択された。

< 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の最大残留基準値原案	JECFA での評価に基づき第 16 回食品残留動物用医薬品部会（本年 5 月）で審議した 2 動物用医薬品の MRL 原案についてステップ 5 での採択が求められた。	特段の議論なく、採択された。
食料を生産する動物における動物用医薬品の使用に関する食品安全確保のための国家規制プログラムの計画及び実施のためのガイドライン原案	食品供給目的に飼育される動物に関して、残留動物用医薬品管理プログラムを確立・導入するためのガイドライン原案。	ブラジルがコーデックスの定義に合わせ、“risk-based”ではなく、“based on risk”に用語を統一するよう提案したが、現行案どおり採択された。

< 総会（CAC）>

事項	概要	審議結果
急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する国際行動規範の勧告改訂原案	本行動規格案に規定されている内容がいくつかの部会にまたがることから、第 27 回総会（2004 年）において、ステップ 5 までは文書でのやりとりで、また、それ以降は CCFH において検討することを決定した急速冷凍食品に関する行動規範改訂原案。	合意に至らず、タイを議長国とする特別部会を設置して検討することとされた。特別部会は会合を 1 回開催し、2 年以内に本行動規範の改訂作業を終了させることとされた。

議題 7. 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

- 新規作業 -

< バイオテクノロジー応用食品特別部会 (T F F B T) >

事項	概要	審議結果
組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施のためのガイドラインの策定を新規作業として提案するもの。	新規作業として承認された。 スーダン及びイランが、バイオテクノロジー応用食品がヒトの健康に及ぼす影響について懸念を示す一方、他の代表団からは、特に発展途上国において、消費者の健康を保護するためにはバイオテクノロジー応用食品の安全性評価に関する科学的知見が必要不可欠であるとの発言がなされた。
組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書（枠組み文書）原案：栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価	既存の「組換え DNA 植物由来食品安全性評価の実施のためのガイドライン」の付属文書として、栄養又はヒトの健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価実施に関する文書を策定する提案。	

< 食品添加物・汚染物質部会 (C C F A C) >

事項	概要	審議結果
香料の使用に関するガイドライン	香料使用のためのガイドラインの策定。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTF)の前文の改訂	コーデックス内の手続きに係る条項を GSCTF の前文から除き手続きマニュアルに含めること及び GSCTF で使用する食品分類システムの改正等を含む新規作業の提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
ワイン中のオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範	対象をワインに限定し、ワイン中のオクラトキシンの濃度が顕著な地域のみに適用すべきことを明確にした上で行動規範の策定。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範	農業規範、保管、原材料に関する規定を含む市販品の生産及び食品の加工、製造に関する分野を取り扱う実施規範の策定。	メキシコがアクリルアミド低減のための実際的な手法の適用に懸念を示したが、反対はしなかったため、新規作業として承認された。
燻製及び乾燥工程で発生する食品の多環芳香族炭化水素(PAH) 汚染の低減に関する実施規範	燻製及び乾燥工程を経た食品中の多環芳香族炭化水素(PAH)低減のための実施規範の策定。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 乳・乳製品部会 (C C M M P) >

事項	概要	審議結果
クリーム及び調整クリーム規格の食品添加物リストの修正	クリーム及び調整クリーム規格に使用される食品添加物リストの修正。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 残留農薬部会 (C C P R) >

事項	概要	審議結果
農薬の優先評価リスト	JMPR に評価を優先的に依頼する農薬のリストの提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂に関する作業の拡張	新たな食品の登場や科学的知見の集積等に伴い、食品及び飼料のコーデックス分類を改訂するための提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 食品残留動物用医薬品部会 (C C R V D F) >

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の評価及び再評価の優先順位リスト	JECFA に評価を優先的に依頼する動物用医薬品のリストの提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの修正（エチレン）	キウイフルーツ及びその他の果実の追熟を目的としたエチレンの使用を可能とするための当該ガイドラインの修正。	追熟を目的としたエチレンの使用は有機の生産原則に合致しないとして、新規作業とすることに反対する国もあったが、新規作業として承認された。キューバ、エジプト及びフィリピンは留保した。
広告の定義	栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義の策定。	広告の規制は各国で定めるべきとの立場から、新規作業とすることに反対する国もあったが、栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義であること（一般的な広告の定義にまで拡大しないこと）を再度確認した上で、新規作業として承認された。

< 分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
手続きマニュアルに規定されている「コーデックスサンプリング手続きの設定あるいは選択の原則」の改訂	サンプリングの一般ガイドライン（CAC/GL 50-2004）に合わせ、手続きマニュアル中のサンプリングの手続きに関する部分の改訂を日本が提案したもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
コーデックス分析用語の見直し	第 26 回総会（2003 年）において、手続きマニュアル中のコーデックス分析用語の見直しが新規作業として承認され、作業が進められてきたが、第 27 回分析・サンプリング法部会（本年 5 月）において、手続きマニュアルから切り離し、分析用語のガイドラインとして作成することが合意され、総会に新規作業として提案された。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

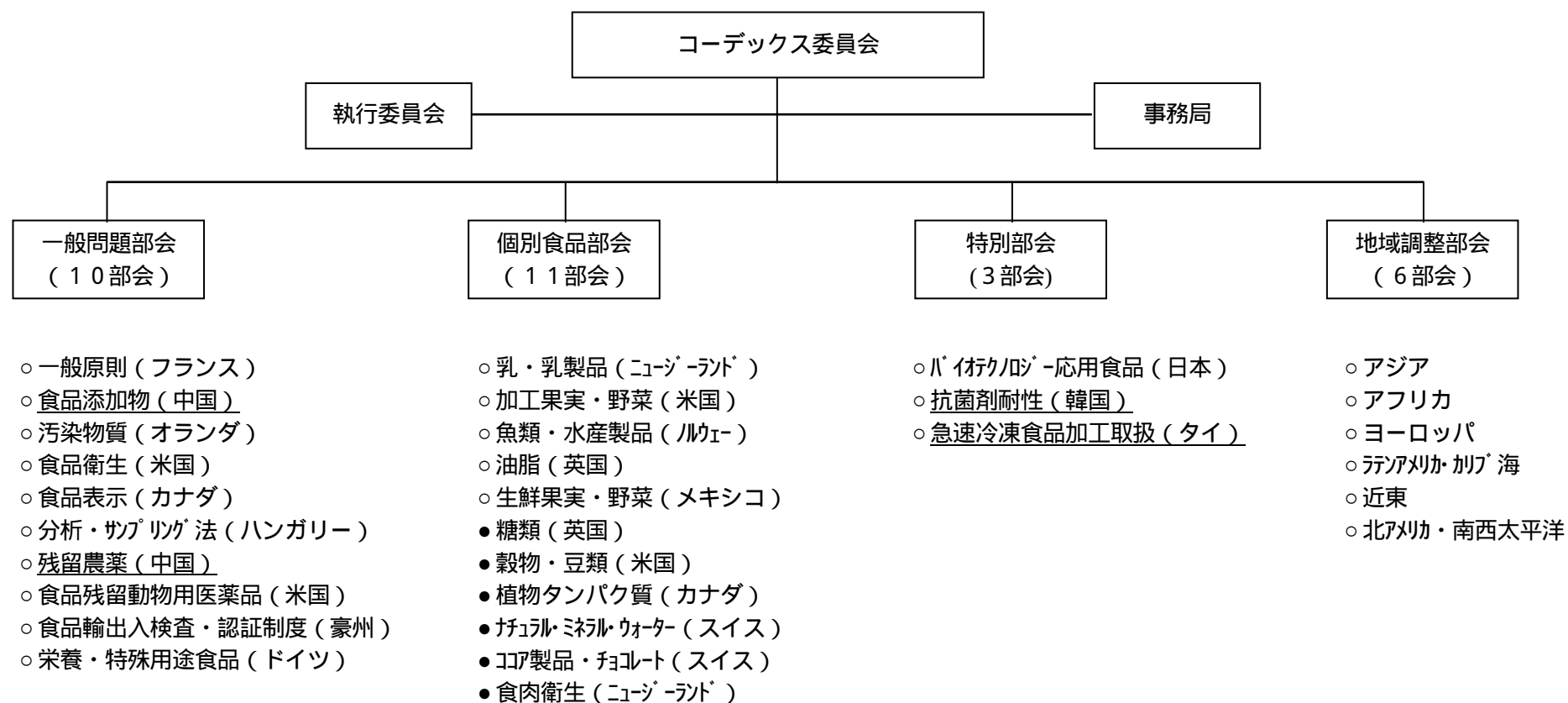
- 作業の中止 -

< 食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）>

事項	概要	審議結果
GSFA の食品添加物条項原案及び案に関する作業の中止	27 の食品添加物に関する条項案作成の作業を中止することについて、総会の承認が求められた。	食品分類 02.2.1.2（マーガリン及び類似品） 13.1.1（乳児用調製粉乳）及び 13.1.2（フォローアップミルク）については、議題 4 での結論に基づき、リストから除外された。残りの添加物については、作業を中止することが承認された。

< 残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
コーデックス最大残留基準値（MRL）策定手続きの修正原案（暫定 MRLs の策定関係）	最大残留基準値（MRL）設定に関する新しい手続きについて検討されていたもの。本件については、第 38 回残留農薬部会（本年 4 月）において、既存の手続き（ステップ 5/8）を活用することで合意され、その旨、「残留農薬部会に適用されるリスク分析の原則案」の中に記述することとされた。	CCPR が MRL 策定のための新たな迅速化方針に合意したことを踏まえ、暫定 MRL に関する作業の中止が承認された。



注) 1. ●印の部会は、休会中。

2. () 内の国は、ホスト国名。

3. 執行委員会は、議長、3 副議長、6 地域調整国 (アフリカ、アジア、洋アメリカ・カリブ海、欧州、近東、北米・南西太平洋) 及び 7 地域代表 (アフリカ、アジア、洋アメリカ・カリブ海、欧州、近東、北米、南西太平洋) で構成。

4. 下線部は、第 29 回総会 (2006 年) で決定された事項。

第29回コーデックス総会以降1年間のコーデックス会合及び連絡協議会開催予定案

会議名		開催時期
第29回総会	(CAC)	7月3日(月)～7月7日(金)
第28回魚類・水産製品部会	(CCFFP)	9月18日(月)～9月22日(金)
第13回生鮮果実・野菜部会	(CCFFV)	9月25日(月)～9月29日(金)
第24回連絡協議会		2006年10月16日(月)
第23回加工果実・野菜部会	(CCPFV)	10月16日(月)～10月21日(土)
第28回栄養特殊用途食品部会	(CCNFSDU)	10月30日(月)～11月3日(金)
第15回食品輸出入検査・証認制度部会	(CCFICS)	11月6日(月)～11月10日(金)
第25回連絡協議会		2006年11月16日(木)
第15回アジア地域調整部会	(CCASIA)	11月21日(火)～11月24日(金)
第6回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TTFBT)		11月27日(月)～12月1日(金)
第38回食品衛生部会	(CCFH)	12月4日(月)～12月9日(土)
第26回連絡協議会		2007年2月中旬
第20回油脂部会	(CCFO)	2月19日(月)～2月23日(金)
第28回分析・サンプリング法部会	(CCMAS)	3月5日(月)～3月9日(金)
第27回連絡協議会		2007年3月下旬
第39回残留農薬部会	(CCPR)	未定
第24回一般原則部会	(CCGP)	4月2日(月)～4月6日(金)
第1回汚染物質部会	(CCCF)	4月17日(火)～4月20日(金)
第39回食品添加物部会	(CCFA)	4月24日(火)～4月28日(土)
第35回食品表示部会	(CCFL)	4月30日(月)～5月4日(金)
第28回連絡協議会		2007年6月上旬～中旬
第30回総会	(CAC)	7月2日(月)～7月7日(土)